

地区計画の区域内における行為の届出書

年 月 日

野洲市長 様

届出者 住所 _____

氏名 _____

都市計画法第 58 条の 2 第 1 項の規定に基づき、

- | | | |
|-------------------------------------|--|---|
| <input type="checkbox"/> 土地の区画形質の変更 | <input type="checkbox"/> 建築物の建築又は工作物の建設 | について、下記により
届け出ます。
(いずれかに☑をしてください) |
| <input type="checkbox"/> 建築物等の用途の変更 | <input type="checkbox"/> 建築物等の形態又は意匠の変更 | |
| <input type="checkbox"/> 木材の伐採 | <input type="checkbox"/> 土石、廃棄物又は再生資源の堆積 | |

記

1 行為の場所 野洲市 _____

2 行為の着手予定日 _____ 年 月 日

3 行為の完了予定日 _____ 年 月 日

4 設計又は施行方法

(1)土地の区画形質の変更		(区域の面積) _____ m ²			
(2) 建築物の建築又は工作物の建設	(イ) 行為の種別		<input type="checkbox"/> 建築物の建築 <input type="checkbox"/> 工作物の建設 <input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 移転		
	(ロ)		届出部分	届出以外の部分	合計
	(i)	敷地面積	/		m ²
	(ii)	建築(建設)面積 (建ぺい率)	m ² (%)	m ² (%)	m ² (%)
	(iii)	延べ面積 (容積率)	m ² (%)	m ² (%)	m ² (%)
	(iv)	高さ	地盤面から _____ m		(x)色彩
	(v)	敷地の地盤面の高さ	_____ から _____ m		<input type="checkbox"/> 屋根(マンセル値記載) _____
	(vi)	居室の床面の高さ	_____ から _____ m		
	(vii)	緑化施設の面積	_____ m ²		<input type="checkbox"/> 外壁(マンセル値記載) _____
	(viii)	用途			
(ix)	垣又はさくの構造	<input type="checkbox"/> 有 (高さ m) ・ <input type="checkbox"/> 無			
(3)建築物等の用途の変更	(イ)変更部分の延べ面積	(ロ)変更前の用途		(ハ)変更後の用途	
	m ²				
(4)建築物等の形態又は意匠の変更	(変更の内容)				
(5)木竹の伐採	(伐採面積) _____ m ²				
(6)土石、廃棄物又は再生資源の堆積	物件の堆積を行う土地の面積		物件の種類		
	m ²				

5 設計者 (住所・氏名) _____ TEL _____

6 工事施工者 (住所・氏名) _____ TEL _____

7 代理人 (住所・氏名) _____ TEL _____

備考

- 1 地区計画において定められている内容に照らして、必要な事項について記載すること。
- 2 届出に添付する図書は、都市計画法施行規則に規定する概ね次のものを作成し、地区計画において定められている内容に照らして必要事項を記載したものを添付すること。また、このほか必要に応じた図書を添付すること。なお、次に示す縮尺で紙媒体の図書を用意し難い場合は、縮尺の異なる紙媒体の図書と併せて、規定の縮尺で作成した電磁媒体の図書を提出することができるものとする。
 - 位置図（1／2500程度）
 - 配置図（1／100以上、建物後退線、後退距離の有効寸法等を記載のこと）
 - 立面図（1／50以上、二面以上、高さ関係寸法を記載のこと）
 - 平面図（1／50以上、面積表、算定式を記載のこと）
 - 求積図（1／100程度、求積表、算定式を記載のこと）
 - 色彩（マンセル値）が確認できる図面・資料等（着色立面図、パース等）
- 3 正副2部提出すること。
- 4 代理人が申請を行う場合は委任状（委任者の押印要）を添付すること。
- 5 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 6 建築物等の用途の変更について変更部分が二以上あるときは、各部分ごとに記載すること。
- 7 同一の土地の区域について二以上の種類の行為を行おうとするときは、一の届出書によることができる。
- 8 敷地の地盤面の高さ及び居室の床面の高さは、地区整備計画において定められた基準からの高さとする。
- 9 緑化施設の面積は、都市緑地法施行規則第9条に定める方法により算定すること。
- 10 (6)物件の種類欄には、土石、廃棄物又は再生資源の別及び当該物件の種類の内容を記載すること。